

京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

別記様式付表第1中「転任」を「任命換え」に改める。

別記様式付表第2第1号中「現に職員でない」を「職員以外の」に改め、同付表第2号中「上位の」を「その職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の」に改め、同付表第3号中「下位の」を「その職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の」に改め、同付表第4号及び第27号中「転任」を「任命換え」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)